

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務五二）
- 支出官等が隔地者に支払をする場合等における隔地の範囲を定める省令の一部を改正する省令（財務八四）
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八三）

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件（総務四三〇）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同四三二）
- 平成二十七年総務省告示第三十一号の一部を訂正する件（同四三二）
- 日本国に帰化を許可する件（法務六一一）
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務四二九）

- コモロ川上流新橋建設計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三〇）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができず事務所を指定した件を廃止する件（厚生労働四六一）

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができず事務所を指定した件を廃止する件（同四六三）
- 保安林の指定を解除する件（農林水産二六五九、二六六一）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（同二六六二、二六六五）
- 高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業二五九）
- 工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件（同二六〇）
- 福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一七六）
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一七七）
- 航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一七八）
- 航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同一一七九）
- 登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同一一八〇）

- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件の一部を改正する件（防衛二三〇）
- 道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五）
- 道路に関する件（関東地方整備局三九三）
- 道路に関する件（九州地方整備局一四七、一四八）

- 〔人事異動〕
- 内閣 法務省
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
- 法 務
- 産 業
- 日本工業規格（国土交通省）
- 労 働
- 最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）

〔公 告〕

- 官庁 諸事項
- 第三者所有物の没収、有権者申出方関係
- 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
- 特殊法人等 厚生年金基金変更関係
- 会社その他

四 変更した事項(変更前の事項については、昭和五十三年運輸省告示第三百四号及び昭和六十三年運輸省告示第四百八号を参照)

イ 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

ロ 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十七年十二月十日

○国土交通省告示第千七百七十七号
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示(昭和五十二年運輸省告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日 国土交通大臣 石井 啓一

第三項の表中標準1LSの項中「079」を「080」に改め、同表大分1LSの項中「平成27年8月20日から平成27年12月9日まで供用不上」を「平成27年12月10日から供用再開」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七百七十八号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示(昭和五十三年運輸省告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日 国土交通大臣 石井 啓一

別表G58の項1イからハまでを削り、同項1ニを同項1イとし、同項1ホを同項1ロとし、同項2から4までを削り、同項5中「2」を「1」に改め、同項5を同項2とする。

別表R583の項を削る。

別表V59の項の次に次のように加える。

V71	1 次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ N28°47'E130°23'の地点 ロ 奈良部VORTAC 2 N28°12'E129°45'の地点から真方位20°00'及び80°00'の方向へ伸びる直線並びにN28°41'E130°23'の地点から真方位20°00'及び140°00'の方向へ伸びる直線によって囲まれる区域の直上空域(1)に添るものを除く。 3 奈良部VORTACから真方位45°00'及び55°00'の方向へ伸びる直線並びにN28°41'E130°23'の地点から真方位30°00'及び140°00'の方向へ伸びる直線によって囲まれる区域の直上空域(1)及び2)に添るものを除く。
-----	--

別表V73の項の次に次のように加える。

V75	1 次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ 那覇VORTAC ロ N25°58'E129°27'の地点 ハ 南大東VOR
-----	--

2 那覇VORTACから真方位92°50'及び102°50'の方向へ伸びる直線並びに南大東VORから真方位279°33'及び289°33'の方向へ伸びる直線によって囲まれる区域の直上空域(1)に添るものを除く。

附則

この告示は、平成二十八年一月七日から施行する。

○国土交通省告示第千七百七十九号

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示(昭和三十三年運輸省告示第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日 国土交通大臣 石井 啓一

第一表ヒシスの項及びエントックの項を削る。
第二表ヒシスの項を削る。

附則

この告示は、平成二十八年一月七日から施行する。

○国土交通省告示第千八百八十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十日 国土交通大臣 石井 啓一

一 登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社ジェイ・イー・サポルト 広島県広島市中区三川町七番一号

二 変更する年月日
平成二十七年十二月二十一日

三 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

○防衛省告示第百三十号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件(平成十九年防衛省告示第二百十三号)の一部を次のように改正したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十日 防衛大臣 中谷 元

表中十六の項を十七の項とし、九の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九	トリー通信施設 沖縄県中頭郡読谷村
十八	鹿屋飛行場 鹿屋市

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十日から三週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十日

東北地方整備局長 川瀬 弘之